

第73回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会 議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成25年11月6日(水) 10:30～12:30
- 2 場 所 内閣府本府3階特別会議室
- 3 出席者

会長	辻村	みよ子	明治大学法科大学院教授
委員	阿部	裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	苅米	照子	特定非営利活動法人ウィメンズスペースふくしま代表理事
同	田島	優子	弁護士
同	平川	和子	東京フェミニストセラピセンター所長

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 配偶者暴力防止法に基づく基本方針の改正について
 - (2) ストーカー行為に対する法規制及び取組等について
 - (3) 監視専門調査会における女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に関する意見の取りまとめについて
- 3 閉会

(配布資料)

- 1 内閣府資料
- 2 警察庁資料
- 3 女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項について(案)

(議事録)

○辻村会長 皆様、おはようございます。

それでは、第73回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。

本日の専門調査会の委員は、10名のうち5名のみの出席となっておりまして、小木曾委員、柿沼委員、原委員、森田委員、山田委員が御欠席でございます。

本調査会では、委員の過半数が出席しなければ調査会を開くことができないと運営規則に定めてございますけれども、会長が必要であると認めるときは開くことができるという決まりになっております。ただし、この場合には議決することができないと規定されております。

本日は、内閣府からの報告及び警察庁からのヒアリングを予定しておりますが、専門調査会の議決を要する議題は予定しておりませんので、このまま専門調査会を開催することとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、阪本内閣府審議官が出席されておられますので、一言御挨拶をお願い申し上げます。

○阪本内閣府審議官 男女共同参画局を担当します内閣府審議官の阪本でございます。

先生方には、これまで基本方針の改正などにつきまして、熱心に御議論をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○辻村会長 それでは、本日の資料及び議題の進め方について、事務局より御説明をお願いいたします。

○水本暴力対策推進室長 それでは、御説明をさせていただきます。

本日議題としておりますのは3点ございます。

1つ目の議題は「配偶者暴力防止法に基づく基本方針の改正について」でございます。こちらは、前々回御議論いただきました基本方針の改正案につきまして、その後のパブリック・コメントなどを踏まえた修正について御説明をさせていただくものでございます。

2つ目の議題は「ストーカー行為に対する法規制及び取組について」でございます。こちらは、ストーカー規制法が先の通常国会で改正され、先日施行もされましたので、それを踏まえて、仕組みあるいは改正内容の説明などを警察庁よりしていただき、御質問などをいただくものでございます。

3つ目の議題は「監視専門調査会における女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に関する意見の取りまとめについて」でございます。こちらは、前回の会議におきまして、監視専門調査会と合同で女性に対する暴力及び人身取引に関する部分について御議論、御意見をいただいたところでございますので、それを踏まえた取りまとめ案などについて事務的に説明させていただき、さらに御意見をいただくことを予定しております。

続きまして、資料の御確認をさせていただきます。

議事次第、委員名簿、本日の出席者、配席図がございます。

資料1-1 専門調査会において出された意見の整理（未定稿）

資料1-2 配偶者暴力防止法に基づく基本方針改正に関する意見募集の結果の概要

資料1-3 基本方針の現時点の案でございます。

なお、こちらは取扱注意となっておりますので、よろしくお願いいたします。

資料2-1 ストーカー規制法の概要

資料2-2 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の概要

資料2-3 警察におけるストーカー事案への対応

資料2-4① 警察に来られたあなたへ、ストーカー・DV等への対応について

資料2-4② ストーカー対策の流れ・DV（配偶者からの暴力）対策の流れ

資料2-5 平成24年中のストーカー事案の対応状況について

資料3 女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況及び同委員会に対する次期

定期報告を準備する際に留意すべき事項について（案）

後、番号はつけてごさいませんが、カラーのチラシを1枚おつけしてごさいます。

乱丁、落丁などがございましたら、お近くの事務方までおっしゃってください。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、議題1「配偶者暴力防止法に基づく基本方針の改正について」に入らせていただきます。

これも内閣府より説明をお願いいたします。資料1を御覧いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○水本暴力対策推進室長 それでは、資料1について御説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、基本方針につきましては前々回の専門調査会におきまして、委員の先生方から御議論、御意見をいただきました。その後、各省との調整、地方公共団体への意見照会、さらにパブリック・コメントという一般の国民の方への御意見の照会を行い、その御意見を踏まえまして、本日お示ししたものが現時点の案でございます。

まず、資料1-1を御覧ください。

こちらにつきましては、専門調査会において委員の皆様からいただいた意見を事務的にまとめさせていただいたものでございます。こちらに書いてありますとおり、前々回、基本方針の改正についていただいた意見はもちろん盛り込んでおるわけですが、それ以前に法改正が行われる前に配偶者暴力防止法のフォローアップということでいただいた意見についても、あわせてこの中でまとめさせていただいております。

御覧いただくとわかりますとおり、テーマ別にどのような御意見をいただいたかということを書かせていただくとともに、それぞれ基本方針に今回の改正で修正点を盛り込んだものについては、盛り込む事項ということでその下に書かせていただいておりますので、適宜、御参照いただければと思っております。

続きまして、資料1-2がパブリック・コメントの結果でございます。

こちらに書いてありますとおり、意見として30件いただいております。30件でございますが、複数の御意見を一人の方、あるいは1つの団体からいただいておりますものもございまして、全体としてテーマ別に取りまとめますと、こちらに書いてありますとおり、約140件余りということになります。

どのような御意見があったか幾つか御紹介させていただきますと、例えば障害者に対応した相談体制の整備、あるいは複合的な、まさに障害者であり、高齢者であり、配偶者からの暴力の被害者であるといった方への対応をしっかりとすべきではないかといった御意見。

交際相手からの暴力に対する相談対応、一時保護をしっかりとすべきであるといった御意見。

カウンセリングなどの専門家とか知見を有する民間団体等としっかりと連携すべきであるといった御意見。

若年層への予防啓発や教育・学習が大事であるといった御意見。

こういった御意見をいただいております。

これらについては、後ほど御説明させていただくものも含めまして、基本的に基本方針の改

正に反映させております。

また一方で、例えば加害者に対する罰則をもっと強化してほしいとか、法改正が必要なものについての御意見もいただいております。こちらは基本方針事項というよりは、今後の施策の参考にさせていただくという整理となっております。

資料１－２は以上でございます。

続きまして、資料１－３が現在の基本方針の改正案でございます。前回同様、見え消しの形になっております。青の部分につきましては前々回お示しした案で既に修正をしたもの、赤の部分につきましては今回追加で修正をしたものでございます。

主な修正点につきましては、順次御説明をさせていただきます。

まず、２ページの上のところでございますが、こちらは前回「P」になっておったものでございまして、データの数値が新しいものが入ったということで、新しいものを入れさせていただきました。例えば配偶者暴力相談支援センターにつきましては、全国で232か所まで増加しております。

同じページの一番下は、小木曾委員からの御意見に基づくものでございまして、保護命令につきまして、再度の申立てに係る発令件数も入れてほしいという御意見でございましたので、そのことを書かせていただいております。

３ページの下は、前々回のときは全体が「P」になっておった部分で、準用の除外の部分でございます。上の「ウ」の部分で、今回の法改正に伴いまして、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についてもこの基本方針全体が準用されるということになっておるのですが、一部、そもそも配偶者であることを前提にしているような制度については、当然準用から除外ということになりますので、それを各省と調整した結果、（ア）、（イ）、（ウ）の３つについては準用除外とするとしていただいております。

具体的に（ア）については、健康保険の部分でございます。これは被扶養者に係る部分の規定でございまして、当然これは結婚していることが前提ですので、準用除外。

（イ）については、年金でございます。こちら第３号被保険者の部分でございまして、当然準用除外。

（ウ）については、在留資格の部分でございます。日本の方と結婚して配偶者として在留資格を得られている方についての規定でございまして、これも関係がないということで準用除外にさせていただいております。

少し飛びますがけれども、11ページを御覧ください。上の部分は、一般の方から配偶者からの暴力の通報からあった場合の警察の対応について書いておる部分でございます。１ページおめくりいただきまして、13ページの上の青の部分を御覧いただきたいのですが、こちらは被害者の方から相談があった場合の警察の対応ということで、警察において被害の届出の働きかけとか、理由がある場合には強制捜査の検討をするといったようなことを新たに書いておったのでございますが、当然これは被害者の相談があった場合だけではなく、通報があった場合も同じような対応を執るのだらうという御意見でございましたので、11ページにほぼ同じ内容を書かせていただいております。

続きまして、11ページの下の「障害者である」というところでございます。これは各省調整の中で出てきた意見でございまして、当然、被害者の方が障害者である場合もあり得ますので、センターのバリアフリー化であるとか、電話以外の相談方法による相談窓口を設置することが望ましいとか、先ほどのパブコメでも同じような御意見があったかと思しますので、そのことを書かせていただいております。

12ページを御覧ください。「なお」となっている3行目の部分でございまして。こちらは原委員から御意見をいただいております。また、パブコメでも同じような御意見をいただきましたけれども、いわゆる今回の法改正の対象には直接的にはなっていない、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手につきましても、相談対応あるいは利用の周知などをすべきではないかという御意見ですので、そのことを書かせていただいております。

15ページ、真ん中の「なお」の部分でございまして。こちらは森田委員からの御意見でございまして。子どもに対する援助の部分でございましてけれども、児童相談所の役割について書いてあるのですが、児童相談所だけではなくて、市町村の役割も非常に重要なので、そのことを書いてほしいという御意見でございましたので、そのことを書かせていただいております。

17ページの下「なお」の部分でございまして。これは一時保護の部分でございまして、先ほど12ページで出てきた法の直接の対象にならない交際相手からの暴力について書いておるものでございまして、記載内容はほぼ一緒でございまして。一時保護自体は、売春防止法に基づいて婦人相談所が行うものでございまして、当然、交際相手からについてもそういったものに該当する場合には適切な対応を行うということを書かせていただいております。

21ページが一番下は、原委員からの御意見でございまして。住民基本台帳の閲覧制限の部分でございまして、今回対象が広がって、配偶者の暴力、ストーカー行為に加えて「児童虐待及びこれらに準ずる行為」を入れました。「これらに準ずる行為」の中に、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力も入りますので、そのことをわかりやすいように明示的に「例えば」という形で書かせていただいております。

また少し飛びますが、30ページが一番上でございまして。こちらは平川委員からの御意見に基づくものでございまして。こちらは関係機関による協議会の列挙をしている中に、年金事務所の役割が非常に重要なので、それも書いてほしいという御意見でございましたので、書かせていただいております。

33ページの真ん中あたりは、阿部委員からの御意見、パブコメでも同じような御意見がありましたが、若年層の教育啓発は非常に大事であるので、そのことを書いてほしいということでございましたので、このような文章を入れさせていただいております。

最後に、34ページでございまして。こちらは加害者更生の部分でございまして、辻村会長から御意見がございまして、上の青字の「また」のところ、加害者更生についての調査分析、研究などを行っているということでございましたので、それを踏まえてどういうことをしているのか、あるいは今後どういうことをするのかといったことを書いてほしいという御意見でございました。

赤字の部分でございまして、配偶者からの暴力の加害者も含めた暴力事犯者について、受刑

者や保護観察に付された者について、そのプログラムを検討したり、それをモデル事業的に実施したりしておるということです、そのことを書かせていただいております。

主な修正点は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

何か御質問はございますでしょうか。

パブリック・コメントの内容については、余り詳しくはお話しただきませんでしたけれども、公表されるのは件数のみということでよろしいですね。

○水本暴力対策推進室長 例示として、今、申し上げただけでございます。

○辻村会長 何か御質問がありましたら、委員の方でよろしく願いいたします。

苧米委員、どうぞ。

○苧米委員 福島県の苧米です。

地域間格差ということで、福島県は、11ページあるいは13ページに書いてある被害者に被害届の意思があるということで、警察とか自治体に行っても、まだまだ夫を加害者にするのかと言われてしまう現状なので、きちんと基本方針があるということをもっと地域というか、各自治体にもわかるように言っているのだらうと思いますが、みんなに伝わるようにしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○辻村会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 阿部と申します。

15ページの子どものことに関する項目なのですが、DV被害者の聞き取りで母子である場合には、できるだけインテークのときに児童虐待があるのかどうかということを聞いていただきたいと思います。

というのは、前も少し申し上げたかと思いますが、一時保護された後に、またお母さんの気持ちが変わって、虐待ということに関係者が知らない状況の中で帰宅してしまうということが十分あり得るのです。そうすると、特に身体的な虐待であるとか、性的な虐待が伴う場合には、支援者が全く知らないまま帰宅をしてしまうということになると、また虐待が繰り返されるということにつながってくると思いますので、ぜひインテークのときに、虐待があるかどうか聞いていただきたいことをお願いします。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○水本暴力対策推進室長 児童虐待の関係は、厚労省の関係もあるので、しっかり連携をとって、早く伝えるようにいたします。

○辻村会長 では、対応をよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

平川委員、どうぞ。

○平川委員 2ページの「オ 保護命令」のところですか。従来から、退去命令の数がどのくらい出ているのかということが問題、課題になっていたかと思いますが、ここに退去命令の件数

を入れていただけるとありがたいと思います。

○水本暴力対策推進室長 データはありますから、確認をさせていただきます。

○辻村会長 それでは、確認がとれましたら、後で加えていただいて、後日メールで調整ということよろしいですか。

○水本暴力対策推進室長 メール等で調整いたします。

○辻村会長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

基本的なところで恐縮なのですが、このタイトル自体が法改正に伴って「保護等」と「等」が入りましたね。

これにともなってタイトルが変わったのは当然ですが、1 ページ目の「第1」のところが「保護等」であったのが「等」が削除されているという修正が赤字でされていますけれども、ここは「等」は入らなくていいということですか。確認です。

○水本暴力対策推進室長 テクニカルな話で恐縮なのですが、第1 の中で入っていることを3 ページの3 のウのところでは準用で広げていますので、配偶者からの保護に関する基本的な事項が「ウ」によって「等」の部分に広がるという整理なので、「等」を取ったということになります。

○辻村会長 第1 というのは、それを総括する項目のタイトルですね。そういたしますと、総括する第1 の中に1 も2 も3 も入って、今、御指摘になったのは3 ページの3 の（1）のウのところ、準用でようやく広がるという解説だったのですが、もともと6月の法改正については、1 ページの下にも出てきておりますね。ですから、ここだけ「等」を取ったのかが分からなかったのです。

○水本暴力対策推進室長 法律もこういう書き方になっておることですので、それにならって改正自体も「等」を。

○辻村会長 法律は、もともとはなかったところに加えていくという形で、それで全体のタイトルに「等」をつけたのですね。それと同じようにするということですか。そこがよくわからなかったのです。これは基本方針ですから、この「等」の意味もこの際、確認した方がいいかもしれないのですが、これは28条の2で準用されたということだけが「等」に含まれるということですか。それとも、狭義の意味での防止と保護と書いたけれども、この「保護」には準用の問題だけではなくて、被害者の保護だけではなくて、加害者の更生の問題や訴訟支援とか、さまざまな問題が今後に出ていくというかなり広範な意味を持つということで、この法改正がなされたと理解してよろしいのでしょうか。

また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力ということを含めるということで「等」が入ったのですか。そうすると、ここに入るのではなくて、本来「配偶者等」でもいいわけで、ここに「等」が入った意味。これはもちろん専門家の方がいらっしゃるわけですから、確認をしておいていただければいいのですが、わざわざ削除してあったものです。

○水本暴力対策推進室長 テクニカルな話なので、後ほど御説明をいたします。

○辻村会長 御検討いただいて、よろしく願いいたします。

ほかにいかがですか。

それでは、議題２「ストーカー行為に対する法規制及び取組等について」に入らせていただきたいと思います。

これにつきましては、警察庁から御説明をお願いすることになっております。資料２でございます。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

○警察庁 警察庁生活安全企画課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ストーカー行為に対する法規制及び取組等につきまして、配付させていただいた資料を基に御説明いたします。

まず、ストーカー規制法の概要を簡単に御説明いたします。資料２－１を御覧ください。

行為者が被害者に対する恋愛感情、その他の好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、被害者あるいは家族等の密接関係者に対しつきまとい等を行うと、ストーカー規制法の対象となります。

目的は少しわかりにくいですが、好意の感情またはその裏返しの怨恨の感情を充足させる目的で行為をした場合であります。

本法の対象となるつきまとい等に該当するものとしては、８つの行為が定められております。資料２－１でいいますと、右下の四角の枠の中で掲げた８つの行為であります。

この資料では、行為がつきまとい等に該当する場合と、つきまとい等を反復して行うストーカー行為に該当する場合の２つの手続の流れを示しております。

なお、資料におきまして下線を引いたり、棒線を引いたり、グレーの枠で示している部分につきましては、先般の改正で追加あるいは変更された部分を示しております。

最初に、資料の下側であります。つきまとい等があった場合であります。つきまとい等があった場合には、行政手続によることになります。被害者が自分の住所地、居所の所在地、加害者の住所地、あるいは行為のあった場所、このいずれかを管轄する警察署長または警察本部長に対して警告を求める旨の申出を行います。

申出を受けた警察署長等におきましては、被害者からの聴き取りとか、客観的な資料などから、行為者が誰で、どのような行為が行われて、被害者が不安を覚えているのかなど、そのような実態を明らかにした上で、行為者が更に反復してつきまとい等を行うおそれが認められる場合に警告を行います。

この警告を実施した場合には、その内容等を申出者に通知いたします。また、警告をしなかった場合には、理由を付記して書面で申出者の通知をすることになっております。

警告をしたにもかかわらず、行為者がこれに従わずにつきまとい等を行い、さらに反復するおそれがあるときは、都道府県公安委員会が聴聞手続を経て、禁止命令等を発することになります。これまでは職権でこの手続を開始しておりましたが、今回の改正によりまして、警告申出者が申出をすることもできるようになりました。

この禁止命令に従わずに、さらに反復してつきまとい等を行った場合には、禁止命令等違反罪ということになり、罰則が設けられております。

なお、申出により禁止命令の手続に入った場合には、その実施の有無につきまして警告の場

合と同様に申出者に通知をすることとなっております。

したがって、まず、申出に基づく警告、その後の禁止命令、その違反があれば罰則がかかるという形になっております。

次に、資料の上側のストーカー行為があった場合であります。これは同一の者に対してつきまとい等を反復してする行為があった場合であります。この場合には、ストーカー行為罪として罰則が設けられております。行政手続を経ずに、直ちに罰則がかかるという仕組みであります。本罪は被害者からの告訴が必要な親告罪となっております。

なお、この資料の一番下に「警察本部長等による援助」がございます。ストーカー規制法では、被害者の申出を受けて、被害者が自ら被害を防止するために必要な措置を教示したり、自衛のための支援を行う仕組みが設けられておるものでございます。

次に、本年7月に公布をされまして、10月3日に全面施行されましたストーカー規制法の一部改正法の概要につきまして御説明いたします。資料2-2を御覧ください。

改正の第1は、電子メールを送信する行為の規制であります。

被害者に拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が「つきまとい等」として規制対象に追加されたものであります。この部分につきましては、既に7月23日に施行されております。ほかの部分については、10月3日の施行であります。

第2は、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大であります。

従来は、被害者の住所地を管轄する公安委員会等のみが禁止命令等を発することができたのでありますが、申出人の便宜のため、あるいは被害者の所在する場所を加害者に推察されないようにするため、被害者の住所のほか、被害者の居所、加害者の住所、行為が行われた場所、これらの所在地を管轄する公安委員会等においても禁止命令等を行うことができることになったものであります。

第3は、つきまとい等を受けた者の関与の強化であります。

これにつきましては、先ほど若干御説明をいたしましたとおり、禁止命令等について申出をすることができるようになったこと、あるいは禁止命令、警告について実施をしたとき、しなかったときについて申出人に通知をすることなどが定められたものであります。

第4及び第5は、国及び地方公共団体の支援等に係る部分の改正であります。

改正前も地方公共団体にはストーカー被害者に対する支援に係る努力義務が課されておりました。改正法では、その努力義務の内容として婦人相談所その他適切な施設による支援ということが明記されたものであります。

また、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために、必要な財政上の措置等についても記載がされたというものであります。

このほか、第6その他で附則の内容を抜粋いたしております。

このうち「3 検討」の(2)にありますように、政府がストーカー行為等の規制等の在り方を検討するための協議会の設置、民間団体等の意見聴取その他の措置を講ずることとされております。これを踏まえまして、先般、11月1日でございますが、警察庁において関係省庁も参加の下、有識者の検討会を開催しているものでございます。

以上がストーカー規制法についての御説明であります。

続きまして、警察におけるストーカー事案の対応の全体像について御説明をいたします。

ストーカーの被害を受けている、あるいはつきまとい等をされているという相談を警察が受けた場合の対応の全体像であります。事案によって実際の対応は様々でございますが、簡明な形で図式化をしますと、資料２－３のようになります。

大きく分けますと、刑罰法令に抵触するという事で、直ちに検挙活動に至るもの。それから、ストーカー規制法に抵触するという事で、先ほど申し上げたストーカー規制法に基づく各種の対応をするもの。その他の措置。この３つが大きな対応でございます。

まず、ストーカー事案を警察の方で認知いたしますのは、警察署等に被害者の方が来署して相談されるということのほか、電話での御相談でありますとか、事前の相談はなく、暴行あるいは住居侵入その他の事件があり、110番通報が入って、現場に臨場して、その時点で初めてそういう事案であるということを認知する場合もございます。

警察署等において相談を受けた場合に、意思決定支援手続というものを実施しております。この意思決定支援手続に用いる書面のひな形を資料２－４でお示ししております。まず、こちらについて御説明をいたします。

ストーカー事案を始めといたしまして、配偶者暴力事案でありますとか、交際相手による暴力事案等につきましては、加害者が身近な者であるということなどの理由から、被害者が被害届の提出をためられるといったことも多いのが実情であります。そのために事案の特徴、警察として執り得る措置、被害者自身の選択、決断、協力の必要性等を説明した上で、被害者の意思決定を支援することが必要として、このような手続を導入しているものであります。

資料２－４①の左側は「警察に来られたあなたへ」と題する説明資料であります。これは被害者の方に、この種の事案については、一旦暴力が収まっても、再発する可能性がある、あるいは大きな事案に発展することがあるといった危険性についての説明であります。

対応については、被害者の協力が必要であり、「あなた自身の決意と協力が必要である」ということについての説明であります。このようなことを御理解いただくために、この紙を示しながら、警察の方で説明をするものであります。

資料２－４②も同じ手続の流れであります。ストーカー対策、DVの対策について、警察の執り得る措置の全体を理解していただくために、説明資料として用いているものであります。ストーカー、DVの中間的な形態もありますことから、このような両方を含めた紙にして説明をしているものであります。

相談をされた方に、これらの資料を用いて説明をした後に、資料２－４①の右側でございますが、「ストーカー・DV等への対応について」という書面に、被害者の方自ら記入をしていただくことといたしております。ここでも刑事手続を遂行するためには、通常は被害者の協力が必要であることを御理解いただきつつ、刑事手続や行政手続、その他執り得る措置の中で被害者御自身が何を望んでいるのか、その意思を明らかにしていただくことを支援するものでございます。

あわせて、関係機関への相談でありますとか、転居、避難の有無等も確認をさせていただい

ているものであります。

以上が意思決定支援手続の中身でございます。

先ほどの資料2-3に戻させていただきますが、このような相談を受けた後、警察がストーカー事案について執り得る対応は、先ほど申し上げました大きく3つのものがございます。

まず、相談を受けた時点で刑罰法令に違反することが明確であれば、刑罰法令違反での検挙措置を警察としては考えております。その際、原則的には被害者の方の意思が必要でありますので、その意思、被害届の提出であるとか、告訴をしていただいて供述あるいは証拠となる資料の提供等、御協力をいただきながら、逮捕等の対応を行っております。

ストーカー規制法での対応は、先ほど御説明したような中身であります。警告を求める旨の申出を受けて、警告を行い、さらに禁止命令の手続に移行するといったような行政的な措置と、その他ストーカー行為罪ということで、告訴を受けての直罰的な検挙、あるいは自ら被害を防止するための援助の措置等を実施しているものでございます。

その他の措置といたしましては、下に記載がございますが、相手方への指導・警告、これはストーカー規制法上のものではなくて、事実上のものがございますが、そういった措置、あるいは被害者等の避難、防犯指導、防犯指導というのは、自宅や外出先でどのように気をつければいいのかといったことを御説明するものであります。また、防犯ブザーでありますとか、携帯電話といった器具の貸出し、さらには110番緊急通報登録システムといたしまして、その方から110番があったときに、直ちにそういう被害を受けている方ということがわかるようなシステムへの登録、ビデオカメラの設置、警察でのパトロールの実施等、法令上の措置以外で執り得る様々な措置を行っているものであります。

先ほどの相手方への指導・警告でございますが、いわゆる口頭警告でありますけれども、被害者の方が法律上の大げさな手続までは望まないが、警察の方で相手方に反省を求めるような注意をしてもらいたいといった場合に、電話あるいは対面で実施をしているものであります。

また、被害者等の避難につきましては、相手方の知らない場所への転居あるいは一時避難というのは、被害者の方の被害を防止する上で有効でありますので、こういった手段をとることを勧めたり、被害者の方の意向によっては、公共機関や民間のシェルター等に連絡をして、引継ぎを行ったりもしているものでございます。

このような大きく3つの対応がございますが、どういう対応を執るかににつきましては、加害者の行為の状況でありますとか、被害者の意思等によって様々であります。

また、必ずしもこの3つのうちの1つを行うということではなくて、例えばストーカー規制法上の警告を行いつつ、刑罰法令に抵触するということで検挙措置になるものもございまして、また、刑罰法令に抵触をして逮捕等をした後に、釈放される時点でさらにストーカー規制法に基づく文書警告をするといった刑事手続とストーカー規制法上の措置の両者を組み合わせて対応することも多いのが実情でございます。

また、一番下にありますその他の措置につきましては、検挙や警告と通常は並行しながら実施をしているものであります。

なお、先ほど、意思決定支援手続の説明の際に、刑事手続には通常、被害者の協力を必要と

することをまず被害者の方に御理解いただくと申し上げておりますけれども、中にはなかなか警察側の危険性の説明等によっても協力に応じていただけない方もおられます。そういった場合であって、警察の方で危険と判断した場合など、状況によっては、そういう被害届の提出なしで加害者を逮捕するといったことも行っているところでございます。

資料２－３の右上の「検挙」の後に「保護観察所との連携」ということを記載しております。これにつきましては、加害者が保護観察付執行猶予に付された場合に、つきまとい行為等行うこと自体が保護観察の特別遵守事項違反として、執行猶予取消の事由となり得るということで、こうしたことについて警察と保護観察所との間で緊密な連絡を取るということとしたものでございます。これにつきましては、昨年の神奈川県逗子市で発生いたしました事案の加害者が、先に逮捕、起訴された脅迫事件で、保護観察付執行猶予処分を受けるとともに、特別遵守事項として被害者等との一切の接触禁止を付されていたものでありましたが、警察の方でこの特別遵守事項の内容を知り得なかったということで、加害者への強制的な介入機会が見過ごされることとなったという教訓を受けて、情報共有の仕組みをとったものでございます。

なお、ここで逮捕状の記載についても若干申し上げさせていただきます。

同じく神奈川県逗子市の事案におきまして、過去に被害者に対する脅迫事件の被疑者として逮捕された際に、捜査員が被疑者に逮捕状を示すに当たって、逮捕状に記載された被害者の結婚後の氏名や住所を読み上げたということから、これをきっかけとして被疑者が被害者の住所等を特定した可能性があるというものでございました。

刑事手続におきましては、逮捕状により被疑者を逮捕するに当たっては、被疑事実の要旨を記載した逮捕状を被疑者に示すことになっております。また、被疑者を逮捕したときには、直ちに犯罪事実の要旨を告げるなどしなければならないこととなっております。これらの手続におきましては、被疑者を逮捕するに当たって、被疑者に理由なく逮捕されるものではないということを保障するものでありまして、逮捕状に示される被疑事実の要旨、あるいは逮捕時に告知される犯罪事実の要旨は、犯罪事実を特定して、他の犯罪事実との識別が可能な程度に具体的かつ明確に特定することが求められております。特に犯罪事実の特定は、被疑者にとって十分なものであるということが必要なものであります。

他方、逮捕状に記載された被疑事実の要旨、あるいは逮捕時に告知される犯罪事実の要旨の内容によりましては、事件の被害者等が加害者側に知られたくない情報が被疑者側に認識されるおそれがあるものでございます。そこで再被害防止への配慮が必要とされる事案におきましては、逮捕状請求の段階において、被疑事実の要旨の記載方法について、被疑者に知られるべきではないと思われる被害者等に関する情報を記載しないこととするなどの配慮が必要と考えるところであります。具体的な被疑事実の要旨の記載に当たっては、そのような観点から、他の犯罪事実との識別が可能でなければならないということに十分配慮しつつ、再被害防止への配慮の必要性を検討して、その記載方法について、事案において柔軟に検討することを都道府県警察には指導しているところでございます。

続きまして、ストーカー事案の対応状況につきまして、統計数値等を御紹介いたします。資料２－５でございます。

ストーカー事案の認知状況は、1に記載のとおり、平成24年は2万件弱でありました。23年の約1万5,000件に比べると、約5,000件増加しておるところでございます。平成12年のストーカー規制法制定以降、最多の件数となっております。

ここで認知件数というのは、先ほど申しあげました警察が電話の相談、警察に来ての相談、その他何らかの事件発生等、あらゆる機会での把握をしたものの総数でございます。したがって、結果として行為者が不明であるものとか、ストーカー規制法上のストーカー行為に該当しないもの等々も含まれているものでございます。

ストーカー規制法の適用状況は、2のとおりであります。

警告につきましては、平成24年は2,284件。禁止命令等につきましては、平成24年は69件。ストーカー行為罪での検挙は、平成24年は340件。禁止命令等違反の検挙は、平成24年は11件でございます。

なお、先般の改正によりまして、規制対象となりました電子メールの連続送信に係るストーカー行為罪での検挙であります。正式な統計は取っておりませんが、私どもの方で県から報告を受けて承知しているものは、10月現在で13件という状況でございます。

2ページに移りまして、警察本部長等の援助は、平成24年は4,485件。被害防止措置の教示の1,574件以外は、その他適切な措置が3,186件となっております。この主な内容といたしましては、市役所等で住民票基本台帳の閲覧制限措置を執ってもらう手続を円滑にするために、警察が意見提出をする手続でありますとか、先ほど少し申しあげました110番の緊急通報登録システムへの登録などがございます。

ストーカー規制法以外での対応、これは先ほど申しあげた枠で言うと下の部分になるかと思いますが、3にありますように、被害者への防犯指導が1万6,453件と最も多くなっております。そのほか行為者への指導警告が7,410件、パトロールが3,307件等となっております。

また、ストーカー規制法以外の刑罰法令による検挙につきましては、他法令による検挙として掲げてございますが、平成24年は総数で1,504件となっております。主な検挙罪名は、記載のとおり、暴行、傷害、脅迫、住居侵入等となっております。

資料には付けてございませんが、ストーカー事案について見ますと、ストーカー被害者の性別は女性が9割、男性が1割。被害者と行為者の関係につきましては、交際相手が5割、配偶者が1割、友人・知人が1割、勤務先の同僚等が1割と8割以上が面識のある者からの行為となっております。

その他、資料はございませんけれども、ストーカー事案対策について、幾つか取り組んでいるものについて若干の御説明をいたします。

まず、危険性の判断のチェック票でございます。ストーカー行為において行為者がどのような危険性を持っているかについて、外部の精神医学に関する有識者の知見を得まして、現在、作成しているところであります。これにつきましては、ストーカー事案、配偶者の暴力事案等について相談に来られた被害者の方から被害者本人あるいは加害者の性格、平素の行動といったものについてアンケートをして聴取して、その回答に基づいて、重大事件に発展する危険性を警察が判断する資料とするために検討しているものでございます。今後、実際の運用を図る

べく、現在検討準備を進めておるものでございます。

加害者への対策であります、ストーカー事案におきましては、行為者の被害者に対する支配意識あるいは執着心といったものが非常に強い状況となっております。したがって、被害者等の生命、身体を保護を図るためには、こういう行為者のそのような支配意識や執着心を取り除く精神医学的あるいは心理学的取組が有効であると私どもは考えておりますし、そのような御意見もあるところであります。

そこで行為者に対するそのような精神医学的、心理学的アプローチについて、調査研究を行うことといたしております、平成26年度の予算において経費の要求を現在しているところであります。

最後に、10月8日発生いたしました三鷹市における女子高校生被害の殺人事件でございます。これにつきましては、警察が相談を受けて、対応中に発生したものでございます。重大な結果が生じておりますことから、現在、警視庁におきまして、何故こういう事案が発生したか、同種事案をどのように防止していくかといった観点から、対応等の詳細について、確認作業を行っているところであり、本日は差し控えさせていただきたいと思っております。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

詳細な御説明をいただきましたけれども、委員の皆様の方で御質問等はございますでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 資料2-5を見ますと、ここ数年、平成23年を除いて増加傾向にあると思っておりますが、この背景とか根拠というのは、警察の方で分析されているのでしょうかということが1点。

それから、先ほど改正にかかわるところで、昨年の逗子の事例で、逮捕状に被害者の住所や名前を記載しないことも検討するというお話があったのですが、そのほかに改正につながった何か事件の教訓ということがありましたら、少し具体的に教えていただく方が理解しやすいのではないかと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

今の2点について、いかがでしょうか。

○警察庁 1点目の増加についての理由ですが、ストーカー事案ということが法律で位置づけられたのも、平成12年の法律ができてからでございますが、それ以後、この種の事案について、実際に事案として増えているのか、あるいは警察等にそのような訴えがしやすい環境になってきたのか、様々な理由があると思いますが、詳細はわかりません。

2点目でございますが、もう少し具体的に、どういうことをお尋ねでしょうか。

○阿部委員 特に民間団体との協力が有効だということが書かれておりますが、何か具体的な教訓があつてのことでしょうか。

○警察庁 今回の改正についてですか。

○阿部委員 はい。

○警察庁 それは何か教訓があつてということではなくて、さらに進めるという趣旨でこのよ

うな規定が置かれたものと理解しております。

○阿部委員 わかりました。

○辻村会長 ありがとうございます。

阿部委員からの第1点の質問でございますけれども、増加の背景について何か分析されましたかという質問だったと思うのですが、分析された結果わからなかったのか、あるいはどのような形で分析をされたのでしょうか。警察庁の内部でいろいろな会合を持たれたのか、あるいは有識者などを集めて、心理学的、社会学的背景などについて分析をされたのか、何かそういう特別な機会をもって分析の取組をされているという御趣旨でしょうか。分析されたけれどもわからなかったのか、それとも、そういう分析の機会を特には設けていないということでしょうか。

○警察庁 そのような特別な分析の機会というのは設けてございません。私どもの中で、このような増加をしている背景についての、内部での検討でございます。

○辻村会長 わかりました。

昨今のこういう状況のもとで、今回、有識者会議が11月から開かれ、来年の夏に報告書を出しになるということを新聞報道で知りましたが、そういうところで、原因とか、状況の変化とか、そういったことを分析されようとされていると理解してよろしいでしょうか。

○警察庁 有識者会議につきましては、先般立ち上げたばかりでございますので、その中で今後のストーカー行為の法規制の在り方にとどまらず、各種ストーカー対策の在り方について御議論をいただくことになっております。その過程では、必要があれば、そのようなものも検討していきたいと考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

平川委員、どうぞ。

○平川委員 ありがとうございます。

「ストーカー事案の認知状況」というところなのですが、徐々に増えているということですね。この認知状況というのは、資料2-3のどのあたりで認知状況と至るのかを教えてくださいたいのです。

「警察への相談等」があって、その次に「意思決定支援手続」という、これは資料でお示しいただいたような「警察に来られたあなたへ」という文書を一緒に書いていただくとかということがあるのだらうと思うのですが、その時点で例えばもう既に認知状況に入っているのかどうか。この手続のところで、相談として認知されない方もいるのかどうかということを知りたいのです。

認知といいますと、私は性犯罪の認知ということで、相談に行ったのだけれども追い返されるみたいな形で認知件数に入らないという方がとてもたくさんいるので、そのあたりはストーカー規制法ではどのようにしていらっしゃるのかということを知りたかったのです。

○警察庁 ここで申し上げている「認知」というのは、私どもが刑法犯認知件数といって、警察が刑法犯として扱った件数をいうときの認知よりも広い言い方になっておりまして、先ほど

も申し上げましたが、様々な形で相談とか、直接来られる方もおられますし、電話の方もおられます。あるいは事件があって、現場に行ってみたら、実はこの種の事案だったということ把握する場合があります。これら、広く警察として、ストーカー事案、当初ストーカー的な事案だということで把握したもの全てが入っております。ですから、意思決定支援手続を行う行わないにかかわらず、相談に来られて、そのような内容であれば、基本的にはストーカー事案としてこの件数に入ってくるというものでございます。

○平川委員 わかりました。

今の御質問はお願いというか、意見になるかもしれません。犯罪被害者の方の認知もそのようになってほしいなと思うのですけれども、なかなかハードルが高くて大変なので、今のようストーカーの相談をやった方が認知されていくという状況であればいいなと思いました。

○辻村会長 今の御質問は、このストーカー事案については、警察で把握したものは全て入っているけれども、性犯罪については認知件数というところに入っていないのではないのかという御質問だったのですが、何か御意見はございますでしょうか。

○警察庁 その件については、私は答える立場ではないのですけれども、一般に刑法犯で認知をした件数というのは、先ほど申し上げましたように、警察が事件として取り扱った件数を認知件数と言っております。

○辻村会長 事件として取り扱うということですから、強姦罪であるとか、強制わいせつ罪の嫌疑が強まった段階ということでしょうか。事件として把握したという段階にならないと、件数として入ってこないということでしょうか。

田島委員、御専門の立場から、それでよろしいですか。

○田島委員 そうだと思います。

○辻村会長 事件の認知については、嫌疑の高まりとか、そういうことですか。

○田島委員 事件として立件した段階で1件と数えておられると思います。

○辻村会長 立件というのは、どの時点ですか。

○田島委員 起訴ではなくて、被害届を受理して、告訴状を受けつけるとか、あるいは独自に何かの端緒を得て、事件として、それを認知すると言うのですけれども、そういう形でその捜査を開始するということがあって、初めて1件と数えておられるのが実情だと思いますので、それまでの段階で相談に行ったりとか、あるいは被害届を出そうと思って行ったけれども、それが受理をされずに終わったというものは件数に数えられていないです。

○辻村会長 ストーカー事案の場合には、それも入ると。相談に行って、帰ってきたというものも入っているという御説明でよろしいですか。

○警察庁 ここでの件数には入っております。

○辻村会長 わかりました。

では、その違いがあるということですね。

ほかにいかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 資料2-5の2ページ目の資料があるのですが、被害者の年齢的なものがおわか

りでしょうか。大ざっぱに言うと、例えば10代とか、20代とかということと、それがここ数年変化しているのか。例えば10代、20代が増えているとか、そうではなく30代、40代が増えているという傾向がもしあれば、教えていただきたいと思います。

○警察庁 まず、平成24年で申し上げますと、被害者の方の年齢で一番多いのは20代の方で34.7%、その次が30代の方で27.6%、その次が40代の方で17.9%、その次が10代の方で9.2%となっております。

手元の資料では過去3年で見る限り、大きな変化は生じていないと見受けられます。

○阿部委員 ありがとうございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私から教えていただきたいのですが、今回の改正でも公安委員会あるいは警察本部長等の権限あるいは対象が拡大されるという形で改正されておりますので、それに伴いまして、警察組織あるいは公安委員会の研修や、事前の準備というのでしょうか、そういったものがかなり必要になってきたのではないかと思います。例えば先ほどのペーパーでも、DVになるか、ストーカーになるかが相談を聞いてみないとわからないという話が当然あるわけですね。例えば今回は、生活の本拠を共にする者であったらDVの対象になってくるわけですから、話を聞いてみないとどちらになるかわからない。

そうすると、DV法についての知識も相当必要になるでしょうし、このあたり、まだ法改正があって、裁判例などが蓄積されていないと思いますので、かなり訓練や、マニュアルなどが必要になるかと思えますけれども、この法改正あるいは事犯の急増に伴って、どのような研修体制の強化を図られておられるのでしょうか。

また、内部での強化のみならず、全国での連携ということが非常に重要になってきたと思います。例えば三鷹の事件でも、杉並から三鷹に連絡がなかったとか、あったとか、そのような議論がされておりますけれども、警察に接触があったときに、関係署、自治体に瞬時に連絡が行くかどうかというのは非常に重要なことだと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。研修の深まり拡大と全国の連携の両者です。

○警察庁 基本的には各都道府県警察になりますが、まず各都道府県警察におきまして、このストーカー規制法における対応あるいはDV法における対応というのは、従来からも広く職員全般に対する研修から、相談の担当者を集めた研修等を行っております。そのほか全国レベルでも、そのような担当者を集めた研修とか、あるいは会議というものを実施しております。

ちなみに、今回、ストーカー規制法の改正で10月3日から施行されておりますが、その前に全国の責任者、担当者を集めまして、会議を行っております。

今回の改正は、先ほど申し上げましたように、一つはメールが規制対象になったことというもの、今、お話がありましたように、禁止命令あるいは警告を出せる公安委員会、警察本部長等が拡大されたということで、従来以上に都道府県警察間の連携が重要になりますので、その連携の在り方を中心に、そういう会議等を行っておるというものでございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

このあたりの質問というのはなかなか難しいものがあります。研修を行っておりますと答えになっても、ではそれで十分なのかという次のステップがあると思うのですけれども、この規模はいかがでしょうか。都道府県警察に任せるのですけれども、その前に警察庁の方で全て代表者を集めて、マニュアルや研修のガイドのようなものを何かお作りになっているということでしょうか。あるいは1回だけしたら終わりというものか、定期的に何かされているのでしょうか。

○警察庁 確実に定期的ということではないのですが、毎年、都道府県警察においてもそのような取組をしておりますし、私どもの方でも最低1回以上は、そういう県の担当者等を集めて、そのような機会を設けておるものでございます。

○辻村会長 最低1回以上というのは、年に1回以上ですか。

○警察庁 はい。

○辻村会長 年に1回以上、県の担当者を集めてですか。

○警察庁 従来からも集めてやっておりますし、それを機会ごとに、今回であれば改正の機会を捉えてやるとか、さらに今後必要があれば、また集めてやるということでやっております。

○辻村会長 では、公安委員会の方々に対する研修というのは、どういうふうになさっていますか。

○警察庁 事務手続を行うのは都道府県警察です。

○辻村会長 これは都道府県にお任せすると。その内容については、マニュアルのようなものを示したりすることはないということですか。

○警察庁 マニュアルという形ではございませんけれども、基本的に連携の在り方とかは示しております。

○辻村会長 ありがとうございます。

このあたりも予算でありますとか、人員でありますとか、いろいろあると思いますけれども、切にお願いするしかないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

田島委員、どうぞ。

○田島委員 先ほど逮捕状の記載内容について、今後、逮捕状を読み聞かせたときに、被疑者に対して情報を与えた結果、さらに二次被害に及ばないような工夫も検討されていくということをお話しいただいたのですけれども、そのことについて、起訴状の記載内容をどれだけ簡略化できるかということが刑事事件で問題になっているのと同列の話だと思うのですが、被疑事実の記載文について、裁判所との間で何か御相談なり、協議なりというのは始められていらっしゃいますでしょうか。

○警察庁 基本的には、逮捕状は裁判所が発出するものであり、個々の事案ごと状況も違うので、現場の方でどのような形で、例えば完全に匿名でも逮捕状を出していただけるかどうか、事案ごとに裁判所あるいは検察庁と相談しながらやっていくという状況でございます。

○田島委員 個々の事案ごとという現場任せではなくて、警察庁さんの方でもうちょっと全体をどういうふうにまとめるかということを御検討される必要はないものでしょうか。

○警察庁 基本的には、司法手続の話になりますので、法務省等の方と一般的なお話はしておりますが、現時点では個別の具体的な事案ごとに、ケースごとにより異なりますので、事案ごとにそれぞれこういう形で逮捕状を出していただけるのではないかとということで対応するという状況でございます。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

では、もう一点、三鷹事件の具体的な対応で教えていただきたいのですけれども、一般市民の方も今回の事件については非常に関心を持たれていると思いますし、具体的に自分が相談に行ったらどういう対応をしてもらえるのだろうかということで参考にされた方も多いのではないかと思います。

今回の事件で、例えば午前中に被害者が相談に行ったあと、相手に対して、警察から留守番電話を入れたということがありましたね。そして警察に連絡してくださいということで、結果として、その携帯電話は友達の携帯電話であって、本人には伝わっていなかったということも報じられておりますが、もし本人だとしても、留守番電話に入れて、警察に連絡してくださいということは、この資料２－４②で配られました対応の中では、警告書の交付の準備段階と理解してよろしいのでしょうか。

留守番電話を入れるというのが、これで相手に警察に言ったということが逆にわかってしまって、逆上させるのではないかと素人的には思われた方が多いのではないかと思います。でも、留守番電話に入れて、警察に連絡してくださいということは、警告書の交付の前段階なのか、あるいはまだその段階ではなくて、相談をしているという段階なのか、どういうふうに総括をしておられるのでしょうか。あるいはそういう留守番電話を入れるというのは、どこかのマニュアルにあって、それが全国で同じような対応が現在なされていると理解してよろしいのでしょうか。

お話できないことが多いと思いますのでお答えいただけなくてもやむを得ないのですけれども、御存じのことがありましたら教えていただければありがたいと思います。

○警察庁 今回の三鷹事案につきましては、現在、警視庁で詳細を確認中なので、この事案についてということではなくて申し上げますが、お配りした資料２－３に「警察におけるストーカー事案への対応」ということで記載してございますが、その一番下の「その他の措置」の「相手方への指導・警告」に該当するものと考えております。

ストーカー規制法上は、警告というのを手続に基づいて行うわけですが、それとは別に事実上の指導・警告を行うことが実態としてございます。

先ほどお配りした資料２－５の２ページ目の「３ ストーカー規制法以外の対応」の中で「行為者への指導警告」として掲示をしているものが、この種のものです。

ただ、具体的なやり方については、そのケースケースにおいて様々でありますので、直接行為者を呼び出して対面でやる場合もあるでしょうし、電話等で行う場合もあると考えております。

御指摘がありました留守電に入れるだけでいいのかという点につきましては、今後の一つの、口頭警告だけではないかもしれませんが、そのような警告の在り方として、私どもは検討して

いきたいと考えています。

○辻村会長 ありがとうございます。

この図を拝見しますと、今のような警告というのは、ストーカー規制法に抵触する場合でない場合の措置もあるわけですね。そうすると、三鷹事件のような場合、ストーカー規制法に抵触しないという判断が警察でなされたということでしょうか。それ以前、あるいはその他の措置のほうが適切ととられたということですか。初めからストーカー規制法に抵触というラインに乗らなかったということですか。

○警察庁 先ほど資料2-3の説明で申し上げたのですけれども、この刑罰法令、ストーカー規制法、その他の措置というのは、どれか一つをやるということではなくて、手続として複数やることもありますし、一つの場合もありますし、全部やる場合もあるというので、このうちのどれか一つをやったら、今のお話であれば、口頭警告をやったら、ストーカー規制法の対応はしないということではありません。

実際、この三鷹の事案におきましても、ストーカー規制法に基づく警告の準備はする予定であったというものであります。

○辻村会長 では、そのストーカー規制法に基づく対応の事前の措置として、まずは相手方への指導・警告ということをしように考えたと理解するわけですか。

○警察庁 はい。

○辻村会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

苅米委員、どうぞ。

○苅米委員 ストーカー規制法やDV防止法ができて10年以上たつのですが、有識者の検討会を初めて11月に行ったということ。

それから、加害者への対応として、来年度から精神医学的、心理学的アプローチを研修することなのですが、この10年間で十分加害者の危険なこととか、被害者がどんな恐怖感を抱いているかというのが、やっと10年かかってこれから研修しようということになったのかなと思うのですが。

○辻村会長 そうですね。これはいかがですか。

現状はそうだろうと思いますけれども、ちょっと遅いのではないかとということではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○警察庁 警察に関して申し上げますと、警察として、状況状況で、もちろんこの種の事案を防ぐためにさまざまな手段を講じてきたところでもありますけれども、引き続きこういう大きな事案も発生しているということを踏まえまして、一つは、先ほど申し上げました危険性判断、これも必ずしも客観的、合理的に一義的にできるものではないと思いますが、その現場における危険性判断の一助となるようなものということで、現在検討しているというものであります。

もう一つ、現象面的な対応のほかに、そもそもの行為者の方の危険性の除去の在り方というのを検討しなければいけないのではないかとということで、新たに検討するものでございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かございますか。何か加えてお話しになること、あるいは室長とか、こちら側の方で何か御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

第2の議案については、これで終了したいと思います。

警察庁の方は御退席されるということでございます。ありがとうございました。

(警察庁退室)

○辻村会長 それでは、次の議題「監視専門調査会における女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に関する意見の取りまとめについて」に移らせていただきます。

これにつきましては、資料3に基づきまして、内閣府から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○三上調査課長 監視専門調査会の庶務を担当しております男女共同参画局調査課長の三上でございます。よろしくお願いいたします。

本日、審議事項の中に加えていただきまして、ありがとうございます。

この議題は、先般、9月24日に監視専門調査会と合同で会議を開催させていただきました。その続きでございます。

資料3、第1パラグラフを御覧いただきたいと思いますけれども、4月26日に親の参画会議から、監視専門調査会は女子差別撤廃委員会の見解の対応に係る取組状況の監視を行い、次期定期報告を準備する際に留意すべき事項を含む意見の取りまとめを行うようにと宿題をいただいております。

この決定を受けまして、監視専門調査会では5月末から、次回で7回ということになりますけれども、関係府省あるいはN G Oの方々からヒアリングを行いながら審議を進めてまいりました。

途中、最終見解の中では、女性に対する暴力や人身取引に関する部分についてかなりのボリュームがあるということもございますし、また、これらの分野には特に専門的な知見が必要ということもありますので、こちらの専門調査会にもお願いをして議論を重ねてきたということを書いてございます。

この意見は、男女共同参画会議が開かれまして、そこに報告をするという前提で作成しておりますが、中身としては2点です。

1つ目は、最終見解にどのように取り組んできて、今後こういった取組がさらに必要であるかということを述べる部分と、2つ目は、来年の夏に政府が提出することになっている次回の定期報告の中で触れられるべき事項といったものでございます。

本日は、前回9月24日に開催したこちらの専門調査会と監視専門調査会の合同会合と、10月18日に開催した前回の監視専門調査会での議論を踏まえて作成した意見の案をお示ししてございます。これを今週の金曜日に監視専門調査会にお諮りして、議論いただいて、その後、文言を調整の上、できれば11月18日の週の前半ぐらいまでに確定して、公表したいということになります。

これはあくまでも監視専門調査会に下りた課題ですので、意見取りまとめのクレジットは監

視専門調査会とさせていただきまして、その審議のプロセスでこちらの専門調査会にも御協力を賜ったということを明記したいと考えております。

本日は、女性に対する暴力・人身取引に関する部分に関して、2つの部分にどういった内容を盛り込むべきかということについて、この後、担当から内容を御説明申し上げますので、御意見を賜れればと思います。

私ども事務局の立場でございますので、本日いただいた御意見はそのまま明後日の監視専門調査会にお伝えさせていただきまして、鹿嶋会長ほか監視専門調査会の御審議に供させていただくことを考えております。

どうぞよろしくお願い致します。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、具体的に説明をお願いいたします。

○中野渡補佐 調査課で課長補佐をしております中野渡でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、資料3のうち、本日御意見をいただきたい部分でございますけれども、まず「1女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に係る取組状況に関する意見」の部分でございます。こちらは先ほど三上から御説明させていただきましたとおり、最終見解で求められている様々な事項について、政府の対応状況の監視を行った結果として、専門調査会として今後政府に求める取組を記載した部分でございます。

女性に対する暴力、人身取引の関係については、2ページの下からのウの部分から始まりますので、こちらを御覧いただければと存じます。

まず、2ページの下から3行目から始まるポツでございますけれども、こちらは最終見解で、女性に対する暴力の被害者に接する機会の多い公務員につきまして、関連法規を熟知し、適切な支援を提供できることを確保するよう求められていることに関する部分でございます。これに関しては、9月24日に開催いたしました関係省庁からのヒアリングの際にも、各府省から取組が説明されたところでございます。この意見案の中では、今後も更に引き続いて、女性に対する暴力を始めとする研修の充実に取り組む必要があるとしております。

次に、3ページの上から3行目の「また」から始まる段落でございます。こちら9月24日のヒアリングの際に、女性に対する暴力等の相談業務に当たる相談員等の方々について、雇用形態が不安定であるなどとの意見がございました。そのような御意見を踏まえまして、相談員の育成のために経験や能力が継続的に生かされるような雇用確保等の支援に取り組む必要があるとしております。

次のポツは、性犯罪被害者の支援の関係です。こちらにつきましては、病院の協力がなかなか得られないとの問題提起や、民間施設において被害者から採取した証拠資料の保管の在り方についての御質問があったかと存じます。これらの御意見を踏まえまして、医療機関に対する研修機会の提供、被害者被害者への支援体制の強化、証拠資料保管の在り方についての検討を行う必要があるとしております。

次のポツは、「女性に対する暴力をなくす運動」につきまして、例えば、11月は児童虐待防

止推進月間となっておりますが、このような他の啓発活動と同時期であったり、近接をしているため、差別化を図るべきではないかとの御意見がございました。ここでは、他のこのような啓発活動との差別化を意識しつつ、相乗効果も上がるように広報や取組を工夫する必要があるとしております。

次のポツは、本専門調査会の委員の方から個別にいただいた御意見を踏まえたものでございまして、女性に対する暴力をなくすための抜本的な対策として、若年層に対する教育啓発と加害者への対策の在り方を検討すべきとしております。

次のポツは、女性に対する暴力に関しても、各府省におきまして様々な調査を実施したり、データを収集しておりますけれども、これを総合的に分析して、実効的な取組につなげていく必要があるとの意見がございましたので、これを盛り込んでおります。

次のポツは、人身取引に関するものでございます。人身売買の被害者に犯罪被害者給付金制度のような金銭給付の制度が考えられないかといった御意見がございました。それを踏まえまして、ここでは経済的側面を含めて、被害者に対する適切な公的支援の在り方を検討する必要があるとしております。

また、人身売買の摘発につきまして地域差があるとの御意見がございましたので、その理由を分析し、地域ごとの実態に即した対策を講じることを促す必要があるとしております。

次はこの部分の最後のポツでございすけれども、こちらにも御意見をいただいたところでございますが、人身取引に係る諸外国の取組につきまして、例えば専門調査会の場を活用するなどして、分析を一層進める必要があるとしております。

次は、4ページの「2 次期定期報告を準備する際に留意すべき事項」の説明に移りたいと思います。

この部分につきましては、政府において来年の7月までに作成・提出をすることになっております女子差別撤廃条約に基づく次回の定期報告につきまして、その作成に当たって政府に求める事項を記載した部分でございます。したがって、こちらには何か具体的に政府に施策の実施や検討を求めているものではなく、現状を踏まえて、報告書にはこのようなことを記載すべきということを中心に盛り込んでおります。

まず、総論から御説明をいたします。（1）総論の1ポツでは、報告を作成する際に当たっては、「人権諸条約の締約国による報告の様式及び内容に関するガイドライン」を踏まえて、実施済又は実施中の施策についての説明にとどまらず、可能な限り、現状分析や改善のための方策、さらに現段階で実施困難な事項についても、その理由や今後の見通しを記載することを求めています。

こちらにつきましては、監視専門調査会の方で複数の委員の意見を踏まえたものでございます。ここでいうガイドラインでございすけれども、本日、席上に緑色のファイルが2冊置かせていただいておりますが、薄い緑の方のファイルで表紙に白い「参考資料」というシールを貼った方のファイルの後ろの方に、後ろから3つ目の資料で、「ガイドライン」というインデックスがついたものがございます。

ここにとじ込んでいるガイドラインは、本来は英文で長いものなのですが、そのポイントを

訳したものでございます。この中で、政府が女子差別撤廃条約などの人権関係条約に基づきまして、報告書を作成する際に留意すべき事項が記載されており、このガイドラインを踏まえて報告書を作成すべきとなっております。そして、このガイドラインでは、最終見解の実施に関する情報も報告書に盛り込むよう求めていますので、ここでは最終見解に記載されている勧告それぞれに対する政府の見解を報告書に記載することを専門調査会として求めていることになります。

次に、各論に移らせていただきます。5ページから各論が始まります。こちらは専門調査会といたしまして、特に政府報告に記載する必要があると考えているものを列挙したものでございます。

ここに列挙したもののほかに、最終見解の中でも、こういったことを報告に盛り込むべきといった項目がありますが、ただ今御説明いたしましたとおり、総論の中で、ガイドラインに沿って最終見解の実施に関する情報を報告に盛り込むことを求めていますので、この各論の部分で求めているものは、その中でも特に記載すべきものということで、専門調査会の御意見をいただいたものとなっております。

女性に対する暴力の部分は、オの項目になります。こちらで、まず性犯罪対策の推進に関しまして、昨年7月に本専門調査会で報告書をおまとめいただいておりますけれども、こうした検討状況を盛り込むことを求めています。

また、次のポツでございますが、第3次基本計画の第9分野の中で性犯罪に対する罰則の在り方について検討を行うこととなっておりますが、その今後の見通しを報告にも可能な限り盛り込むということを求めています。

次に、児童ポルノ対策につきまして、政府が行っている各種取組を盛り込むことを求めています。

また、9月24日のヒアリングの際には、堕胎罪についての説明がございました。こちらにつきましては、2つ下の「キ 健康」の項目になります。最終見解の中では、可能であれば改正するように勧告されております。ここでは、人工妊娠中絶を犯罪とする法令につきまして、これに対応する刑法の堕胎罪の規定についての考え方を盛り込むことを求めています。

以上の項目につきまして、委員の皆様の御意見をいただきたく、よろしくお願いいたします。

なお、監視専門調査会の意見として公表させていただく際には、意見本文となる資料3の後ろに、監視専門調査会の名簿、女性に対する暴力に関する専門調査会の皆様の名簿、それから、先ほど、緑色のファイルを御覧いただきましたけれども、この冒頭に最終見解における各府省における対応状況というA3の大きな表がございますが、これをアップデートしたものを添付して、最終見解に対する各府省での具体的な対応状況が明らかになるようにした上で公表をする予定としております。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問等をお伺いしたいと思います。

具体的には、今、御報告いただきました中で、5ページの「オ 女性に対する暴力」の項目

と「キ 健康」の堕胎罪のところについては、私どもにも若干関係があるということで御紹介があったところですが、いかがでしょうか。

では、お考えいただいている間に、私の方から確認させていただきたいと思います。

女子差別撤廃委員会からの最終見解の中には、パラグラフ31、32、33、34のあたりが我々のところに関係していますし、ポルノも入れれば5、6、7、8、人身取引も入れれば39、40パラグラフですね。かなり広範にわたっております。31～41パラグラフまでが、我々の専門調査会に関連する勧告になっております。

具体的には、先ほど御紹介がありました緑色のファイルの「会議終了後回収」と張ってある参考資料の一番初めにA3が横になっておりまして、表がついております。この表のところで、31パラグラフ以降を見ていただければわかるわけですが、そこにたくさんのことが勧告内容として書かれておりまして、それに対する各府省における対応状況というのが右側にもう既に出ております。

質問ですが、ここに書かれておりますことは、府省からの対応ということについては、もう全て報告書に書き込むという前提で理解してよろしいでしょうか。と申しますのは、今日資料3として配られておりますのは、我々の中から具体的に何か特別に意見が出たものをまとめたもので、「オ 女性に対する暴力」というところはポツが3つしかついていなくて、3点しか報告内容がないのです。

ですが、委員会から求められております質問といいますか、勧告は非常にたくさんあります。この3点に含まれていないものももちろんたくさんあるのです。マイノリティー女性についてどういうふうに対応しているかと。そのことなどもデータも不十分であるということ懸念するという形で書かれている。そうすると、ここに何も書いていないわけですね。これについては、A3横長のものについても、ほとんど何も書いていないのです。前回、ゼロ回答のものもありますねという発言を私がした記憶があるのですが、これは何も書いていないところというのをどう理解するかということなのです。スルーして何も答えないという形にするのか、それともガイドラインに従いますと、何で検討できないのか、なぜわからないのか、検討したけれどもわからなかったと書くのか、まだ検討中であると書くのか、様々な書きぶりがあると思うのですが、全くこの項目については触れないのか、それとも各府省の対応のところに、これからまだ少し書き加えていただいて、可能な限りこれからでも分析、例えばデータが不十分であればデータを集める努力をするのか、そこらあたり、基本的なことでですので教えていただきたいと思います。

今、私がざっと見まして、パラ31以降で、この5ページのオのところに出ていないものとしては、今のマイノリティー女性が性暴力やDVの被害者になった場合についてのデータや検討が何もないという点。

それから、緊急保護命令ですね。保護命令の発令を迅速化することという勧告については、どこにも書いていないので、緊急保護命令についてどのように回答するのか。あるいは、まだ間に合うのであれば、どのように検討するのか。

それから、女性に対する暴力の被害者が相談できるような24時間無料のホットラインを開設

することを勧告するということがあります。これについては、実は各省の対応のところ、24時間ホットラインらしいものが、女性の人権ホットラインということで、厚生労働省の項目で回答が書かれておりますけれども、御承知のように、男女共同参画局でも暴力対策推進室で、パープルダイヤルで24時間、一時的、限定的ではありますがありますけれども、既に実施しておりますし、報告書も出していますね。A3横長の一覧表では6ページの「以上、内閣府」というところです。そういうところにも書き込んでいけば、24時間ホットラインも一応やろうとしたことなど、まだ書き込めることが書き込めていないのではないかと思います。

後は、ほかには意識啓発プログラムについてはどうであるとか、いろいろパラグラフ32にはたくさんの方が書いてあります。これについて一つ一つつぶしていきますと、完全に答えていないところがたくさん残っておりますので、これはどこかがチェックしないと、今回我々が検討したことでも、漏れてしまうような危惧があります。

5ページの「オ 女性に対する暴力」のところも、3点しかないのですけれども、これはたまたま発言の中で3つ出てきたということであって、留意すべきこととしては、もっとたくさんあるのではないかと。24時間無料のホットラインも一応は部分的であれ、実践した、報告書も出しました。緊急保護命令についても意見は結構出ておりましたので、今後どういうふうに対応するか、まさに検討中ではないかと考えております。

それから、強姦罪の罰則に関する構成要件の見直しに関する問題についても法務省が検討している。このほかには、近親相姦だとか、配偶者強姦が定義されていない。これについては、強姦罪の罰則、強姦罪の構成要件、その他のところに絡めて、それはやっていないということは事実でしょうから、それはいいかもしれません。

あと、人身取引のところの根本原因の解消を図るための措置を講じなさいということを書かれているわけですが、性的搾取を防止するような措置をどういうふうに執っているのかということも書き込まないといけないので、総じて我々の専門調査会に関連する回答というのは、もっともっとたくさんあるのではないかと。

ですから、本日出ている5ページのオの3点では、とても足りない。誰かが発言しないところに載ってこないものなのか、内閣府の方で書き加えてくださって、報告書に載っていくものなのか。そこが私は手続的にもわからなかったもので、そこをまず教えていただけますか。

○三上調査課長 ありがとうございます。

今、御指摘いただきました点、つまり、これまでの政府報告書では、やっていないこと、進んでいないことについては書いていないので、NGOの方々、女子差別撤廃委員会の方々と対話が十分に成り立っていないのではないかと御指摘は監視専門調査会でもございました。先ほど中野渡から、2の(1)で書いてありますとおり、総論として、やったことだけ書くのではなくて、そういう難しいものなどについても理由や進捗などを含めて報告してくださいということを書いた上で、各論の方では、こちらの専門調査会、監視専門調査会の方で出た御意見を特段の注意事項として特記するというスタイルをとっております。これはあくまでも専門調査会の意見としての文書になりますので、議論に出ていない御意見を事務局が積極的に書くというよりは、皆様からの御意見をまとめたものということになります。

○辻村会長　これが監視専門調査会に回って資料となるとすると、やはり言うておかないと載ってこないということがあるわけですね。24時間ホットラインについてもやりましたねとか、あるいはマイノリティーについても議論は出ていたのですけれども、実際にはデータがないということで、今後どこがそのデータをそろえるのかということを検討しましょうという話にはなっていたと思います。皆さんから発言がないと一切載らないということであると、これまでの専門調査会の蓄積がここに表れてこないということになってしまう。それを危惧いたしましたので、今の私の発言をもって、それだということであれば、そのように処理していただきたいと思いますし、ほかの委員の皆様にも、ぜひ活発に御指摘をいただければいいかと思います。

○三上調査課長　さようでございます。

一つ御留意いただきたいのは、政府の報告書に盛り込むべき部分はパート2としておりまして、最終見解を受けて、こういう取組をすべきであるということを政府に申し述べる部分はパート1の方になります。政府の今後の取組としてなお追加すべきということであれば、2ページから3ページ目のところになりますし、政府報告書にこういう取組が行われていないということについて書くべきであるという御意見であれば、それは5ページのオの、今、ポツが3つしかないと御指摘いただいた部分に追加すべきものとして御意見を賜ればありがたいと思います。

○辻村会長　私は後者の方として発言をしておりました。

いかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員　人身取引についてなのですけれども、こちらのファイルの10ページの婦人相談所に一時保護された人身取引被害女性に対しては、希望に応じてカウンセリングを実施しているという記載があるわけですが、これは多くの人身取引被害者というのは、日本国籍の人というよりも、経済的に低いというか、弱い国の女性たちが非常に多かったし、また現状も多いだろうと予測されますので、当然母国語によるカウンセリングでなければ全く意味がないわけです。そういった意味では、母国語による対応なり、多言語による対応を行うとぜひしていただきたいと思います。

○三上調査課長　これは政府に今後求める取組のパート1の方に追記すべきということで賜ります。ありがとうございます。

○辻村会長　これは警察庁からの報告ですから、我々の方として、それに加えるという形ですね。

○阿部委員　はい。

○辻村会長　ほかにいかがでしょうか。

平川委員、どうぞ。

○平川委員　先ほど会長がおっしゃられたことと関係しますけれども、昨年7月にまとめた報告書の中に、本当にたくさんのことが盛り込まれているわけです。先ほど出た24時間ホットラインのこと、パープルダイヤルに続いて、民間団体が立ち上げた24時間ホットライン、性暴

力救援センターSACHICO、SARC、さが、その3つもきちんと報告書の中に入っているわけです。そのあたりのポツを開くかどうかということが私もわからないので、もし開いてよければ、そのあたりは本当にたくさんのことが盛り込まれなくてはいけないと思うのです。そこらあたりをもう一回お教えいただきたいと思います。

○三上調査課長 ただいまいただきました御意見は、5ページのオの最初のポツの「報告を取りまとめており」という、その報告にどういったことが盛り込まれているかということについて、政府報告の中で例えば詳しく紹介するべきであると、こういう御意見ということでしょうか。

○平川委員 そういうふうになっているのかどうかということです。

○三上調査課長 それはここで御意見をいただいて、監視専門調査会の方に持って行って、そういうふうに報告書が書かれるべきであるということであれば、それでよろしいのではないかと思います。

○辻村会長 わかりました。

ですから、オのポツ1のところに「報告書を取りまとめており」と簡単に済ませるのではなくて、その中に24時間ホットラインのことも検討しているということも、この異なるポツでしっかりここで話があったということを言わないと、監視専門調査会の方に行かないというようなニュアンスですね。

○三上調査課長 事務局が何か気をきかせて書くというよりは、皆様からいただいた御意見を監視専門調査会の方にお伝えするということです。

○辻村会長 それをこちらが今から思い出して、これも書いてください、これも書いてくださいということでしょうか。

○三上調査課長 昨年こちらの専門調査会がお取りまとめになった報告書の中で、先ほど会長から強調すべき部分を御指摘いただきましたので、それを文字にするということになろうかと思っています。

○辻村会長 そうですね。それはお願いしておきたいと思います。

要するに、女子差別撤廃委員会から出ております勧告に対して、一応対応している部分というのがもっともたくさんあるはずなのです。特にA3横長の内閣府からの回答のところが非常に少ないと思うのですけれども、みんな調査会に分かれて、たくさんの検討をこれまでしてきたわけですから、これを書いていただければいいかと思います。

○三上調査課長 そういう意味では、この意見の文言を直すべき部分と、お手元のファイルにA3で折りたたまれている資料について、最終的にもう一度各省に対してアップデートを要請しますので、その際、ただいま出ました御意見なども含めて、広めに最終見解の対応を記述するようにということをお願いします。

○辻村会長 お願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

平川委員、どうぞ。

○平川委員 今の5ページの「キ 健康」のところですが、これは前回の会議のときに私が申

し上げたと思っているのですが、この日本語が私にはよくわからないのです。2行目のところ「これに対応する刑法の堕胎罪の規定に関する考え方の説明を盛り込むこと」というのは、具体的にはどういうことを言っているのでしょうか。説明を盛り込んで、だから堕胎罪はもう抜いてしまうと、要らないということの説明ではないとも読めるのですが、お願いいたします。

○中野渡補佐 この点については、政府報告において、最終見解では改正を求められているところ、政府としてはこのように考えていますということを通常は記載するものと思われまして、この政府報告を作成する時点における、この規定に関する見解を盛り込むようにという趣旨です。

これまでの政府報告には、堕胎罪に関して、日本政府としてはこのように考えているといった記載はなかったかと存じます。今回は最終見解で改正を求められていますので、政府として、この件についてどのように考えているかということを記載してくださいという趣旨でございます。

○三上調査課長 若干補足します。ヒアリングの際の法務省の回答は慎重なものであったと理解していますが、そういった場合であっても、2の(1)総論のところにあるように、女子差別撤廃委員会から「可能であれば」という表現つきではありますが、改正を求められている事項について、慎重なスタンスをとるのであれば、その理由等を明記をするようにということで、総論1つ目のポツと5ページの「キ 健康」のところのポツをあわせて読んで、そういう報告書になるように監視専門調査会として要請するという構成を考えております。

○辻村会長 最終的には政府の報告書ですから、政府のお考えで、あるいは政府の責任で執筆していただくということになるかと思いますが、全く検討していなかったわけでもなく、あるいは法務省の場合には刑法の話だと思いますから、堕胎罪の規定を削除することについてはネガティブだということだと思います。

ただ、これだけではないと思いますね。選択肢はもっとほかにありまして、母体保護法の妊娠中絶を認める要件のところを改正するというだけでもいいですし、あるいは夫の同意要件をなくすという声もたくさんありますので、そういったことについて、この当該専門調査会でも意見が出ておりました。これは例えば暴力に関する専門調査会では、強姦の被害に遭って、妊娠した女性が中絶をすると犯罪者になるという理解では困るということで、これは他の国では、強姦被害者についてはもちろん罪に問わないという規定を持っている国もありますから、そういったことについて今後配慮する必要があるという認識は、皆さんあると思います。そういう意見も出ておりました。

ですから、それはもちろん政府報告書の最終的なところにどう書くかということは我々は何とも言えないのですが、検討はしてありますし、そういう意見もありました。例えばドメスティックバイオレンスの加害者である男性、夫の同意が必要であるということについては問題が残っているし、あるいは強姦された被害者の女性の中絶について、これが堕胎罪に係るということも問題があると認識していますので、こういったことについての今後の法改正を含めた検討が必要であるというのは、この調査会の見解であろうと思われます。今後の検討課題

であることは間違いないわけですね。そういったことも書いていただいた方がいいのではないかと考えております。

実際問題として、この問題は第3次計画を作るときに、女性の健康に対する項目で議論したのですが、これは暴力の調査会で直接的に全て議論するという事ではないですから、基本問題の方をお願いするということもあると思いますし、それは今後またどこかで検討していただければよろしいかと思います。

このあたりの扱いは、最終的にはお任せいたしますけれども、希望として、せっかくこれまで議論したことで、ぜひ有効に、委員会にもCEDAWにも伝わるようにお示しいただければいいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、時間も押してまいりましたので、このことについては、今、申し上げましたように、いろいろ善処をお願いするということで、この議題を閉じさせていただきたいと思います。

あとは三上課長の方から連絡事項ということでよろしいですか。

○三上調査課長 御意見をありがとうございました。

11月8日金曜日の監視専門調査会の会合に、ただいま賜りました意見を必ず伝えさせていただきます。

その後でございますけれども、各府省の取組状況のアップデートや文言調整等を経まして、再来週の前半を目途に監視専門調査会の意見として確定させてまいりたいと思います。公表させた後には、暴力専門調査会の皆様にも意見をお送りさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○辻村会長 それでは、室長の方から、何かほかに補足的な説明がありますか。

○水本暴力対策推進室長 本日は御熱心に御議論をいただきまして、ありがとうございます。

議事要旨につきましては、会長に御確認いただいた後、速やかに公表させていただき、議事録につきましては、事務局作成案を委員の皆様にも御覧いただきまして、会長に御確認いただいた後、公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回につきましては、後日日程を調整して、事務局から連絡をいたします。

最後に1点、我々の取組として「女性に対する暴力をなくす運動」について御紹介をさせていただきます。お手元にカラーのチラシをお配りしております。

毎年11月12日～25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」ということで、内閣府を始め、関係各機関において広報啓発などの取組を行っておるところでございます。お手元にお配りしましたのは、今年分のリーフレット、チラシでございます。この表面を大きくしたものをポスターということで、関係各方面に張り出すことを予定いたしております。

御存じの委員もいらっしゃるかもしれませんが、今年のポスターのデザインは、漫画家の西原理恵子さんをお願いしたところでございます。

そのほかに取組といたしまして、こちらのシンボルマーク、本日つけさせていただいておりますけれども、パープルリボンの着用の促進でございますとか、昨年に引き続きまして、シンボルカラーであるパープルに東京タワーなどの施設をライトアップするパープルライトアップ

も行う予定でございます。パープルライトアップにつきましては、昨年に比べまして数は大幅に増えまして、全国約20か所の施設に御協力をいただくことになっております。

それ以外の取組も含めまして、具体的な取組など、内閣府のホームページで順次紹介してまいりますので、よろしければ御覧いただければと思います。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

そのほか何かございますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、ちょうど時間になりましたので、第73回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。